

大口町宅地開発等に関する指導要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大口町宅地開発等に関する指導要綱（平成4年大口町告示第33号。以下「指導要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(公園緑地)

第2条 指導要綱第12条第1項の公園緑地の施設整備基準は、次に定めるところによる。

- (1) 公園の形状は、できるだけ正方形又は、長方形の平坦地とする。
- (2) 公園用地の面積が150平方メートル以上250平方メートル未満の場合は、フェンスで囲み緑地とする。
- (3) 公園用地の面積が250平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合は、植栽、フェンス、砂場等を設置するものとする。
- (4) 公園用地の面積が1,000平方メートル以上2,500平方メートル未満の場合は、植栽、フェンス、砂場、すべり台、ぶらんこ、低鉄棒等を設置するものとする。
- (5) 公園用地の面積が2,500平方メートル以上のものについては、都市公園法（昭和31年法律第79号）に定める基準による。

2 指導要綱第12条第2項の緑地帯の整備基準は、次に定めるところによる。

- (1) 建築計画戸数のうち1戸の延床面積（共有部分を除く。次号において同じ。）が70平方メートル未満の場合は、建設戸数1戸に対し、3.5平方メートル以上を緑地面積とする。
- (2) 建築計画戸数のうち1戸の延床面積が70平方メートル以上の場合は、建設戸数1戸の延床面積に対し、5パーセントを乗じた面積を緑地面積とする。
- (3) 建築計画戸数の合計の緑地面積が事業施行区域内面積の5パーセントに満たない場合は、事業施行区域内面積の5パーセント以上を緑地面積とする。

3 土地整備事業は、事業施行区域内面積の5パーセント以上を緑地とする。

(雨水及び汚水の処理)

第3条 指導要綱第16条の雨水処理施設設置基準は、次に定めるところによる

- (1) 敷地内処理に努め、1時間当り降雨量50ミリメートルの対応ができる雨水浸透枳を設置するものとする。
- (2) 雨水浸透阻害行為を伴う事業を施行しようとするときは、雨水調整池その他雨水を調整する機能を有する施設を雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施行技術指針（新川流域編）に基づき設けるものとする。

(ごみ処理)

第4条 指導要綱第18条のごみの処理については、町長との協議に基づき事業施行区域内にごみ収集車が容易に横付けできる道路に面した箇所に2平方メートル以上の生ごみ等の集積場所を設置しなければならない。

- 2 中高層建築物におけるダストシュート内のごみの処理については、町は収集の責任を負わない。
- 3 事業者は、入居者に町が策定する一般廃棄物処理計画に基づくごみ処理方法について、周知徹底を図らなければならない。

(駐車場)

第5条 指導要綱第20条の駐車施設は、次に定めるものとする。

- (1) 事業施行区域内に建設戸数以上の駐車施設を確保できない場合は、事業完了までに事業施行区域外にある駐車施設の貸借契約書等の写しを町長に提出すること。
- (2) 事業施行区域内から事業施行区域外にある駐車施設までの距離は、直線で概ね100メートル以内とすること。
- (3) 駐車場への乗入口は原則として1か所とし、交差点及び横断歩道付近には設置してはならない。

(安全施設等)

第6条 指導要綱第21条の安全施設は、次に定めるものとする。

- (1) 左右の確認が困難な交差点等には、カーブミラーを設置する。
- (2) 事業者は、事業施行区域又はその境界に河川、行き止まり道路その他危険を

伴う箇所があるときは、防護柵等を設置しなければならない。

(3) 事業者は、事業施行区域の道路に原則として町長と協議のうえ街路灯又は防犯灯を設置するものとする。

(その他必要事項)

第7条 この細則によりがたいもの又は定めのないものについては、その都度町長と協議しなければならない。

附 則（平成4年大口町告示第34号）

この細則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成15年大口町告示第3号）

この細則は、平成15年1月8日から施行する。

附 則（平成18年大口町告示第14号）

この細則は、告示の日から施行し、改正後の大口町宅地開発等に関する指導要綱細則の規定は、平成18年1月1日から適用する。